

特定非営利活動法人 快医学ネットワーク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 快医学ネットワーク という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 東京都文京区向丘1丁目7番8号 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、不特定かつ多数の人々に対して病気の予防と健康改善、維持管理の方法を伝え、健康に寄与する食と農に関わる活動、及び環境保全活動を通じ、あらゆる人々が健康でしあわせに生きる方策を探り、それを研究・普及することで、世界の人々の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 各号に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係わる事業として次の事業を行なう。

- (1) 健康に関する講習会等の開催事業
- (2) 環境保全を図るための体験会等の開催事業
- (3) 健康に関わる国際交流事業
- (4) 健康に関わる情報の収集と提供・発信の事業
- (5) 健康増進のための物品の紹介と販売事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人または団体。

(入会)

第7条 会員の入会についてはとくに条件を定めない。

- (1) 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により理事に申し込むものとする。
- (2) 理事は、入会の申し込みがあった場合には、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めた場合には、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- (3) 理事は、入会申し込みのあった者の入会を認めないときには、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡したとき、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員で退会しようとするものは、理事会が別に定める退会届を担当の理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、理事会の議決により、これを除名することが出来る。ただし、この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反した場合。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び顧問、相談役

(種別および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事会は、業務を円滑にするために、1名を理事長、2名を副理事長、とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長を置く場合は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。また、当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事全員は、この法人を代表する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。
- 3 理事長を置くときは、理事長は、理事会の決議に基づき、この法人の業務を総理する。
- 4 副理事長を置くときは、副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときには、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 5 監事は、次にあげる職務を行なう。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務遂行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではなおその職務を遂行しなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうちその定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、任期中であっても、理事会において出席者の過半数の同意を得て、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その業務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経てこれを定める。

(顧問及び相談役)

第20条 この法人には役員その他、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問、相談役は理事会の議決に基づいて選任する。

3 顧問、相談役は諮問に応じて理事会において意見を述べることができる。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員を持って構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集を請求した場合。
- (2) 正会員の総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面を持って招集の請求があったとき。
- (3) 第15条4項4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事が招集する。

2 理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 会議の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の過半数の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保管しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、捺印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の議決があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 総会の議決があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に、理事総数の2分の1の出席をもって開催する。

- (1) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (2) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、招集請求をした理事のうちの1名が招集する。

- 2 理事は、前条第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事の中から選出する。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、出席者数の過半数の同意により議題とすることができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、捺印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事会が管理し、その方法は、理事会の議決を経て定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条に掲げる原則に従って行なうものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に既定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち理事会の議決により選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告はこの法人の掲示場に掲示し、官報に掲載するとともに、この法人の機関紙紙面上ならびに、この法人のホームページにリンクして行なう。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行なう。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、理事会が行なう。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

第11章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て定める。

附 則

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

- 理事長 衣斐 なおみ
- 副理事長 橋本 俊彦
- 副理事長 秋野 圭三
- 理事 大月 英明
- 理事 福田 英人
- 理事 藤田 政弘
- 理事 谷口 香代
- 理事 西村 均
- 理事 間中 千元
- 監事 野本 美保

3 この法人の、設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年6月30日までとする。

4 この法人の、設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|--------------|-----|---------------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 2,000円 |
| (2) 正会員 | 年会費 | 5,000円 |
| (3) 賛助会員 | 入会金 | 0円 |
| (4) 賛助会員(個人) | 年会費 | 5,000円(1口以上) |
| (5) 賛助会員(団体) | 年会費 | 50,000円(1口以上) |

附 則 この定款は、平成 25 年 12 月 31 日 から施行する。

附 則 この定款は、平成 28 年 3 月 5 日 から施行する。

附 則 この定款は、平成 30年 6 月 16 日から施行する。